

秩父市補助金等一覧【令和8年4月1日時点】

◆市民、事業者、各種団体の皆さまが活用できる市の補助金等を分野別に掲載しています。

◆掲載内容は概要となっています。詳細な事業内容や条件等につきましては、市HPをご覧ください。所管課へお問い合わせください。

分野	NO.	補助金等の名称	活用できるとき	対象者	補助金等の内容	留意事項 (対象外や申請期間など)	市HP URL (ある場合のみ)	所管課	電話番号 (0494)
医療・保健	1	秩父市外国人未払医療費対策事業補助金	埼玉県内の医療機関において秩父市内に居所等を有する外国人に対し救急医療による治療をしたのち、医療費の支払いが滞り回収できないとき	国立及び埼玉県立を除く埼玉県内の医療機関	前々年度の未払い医療費のうち補助基準額の2分の1の額を補助。	補助基準額は、健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法に基づき積算される診療報酬に相当する額から支払われた額を控除した金額が1件10万円を超えるもののうち1件当たり10万円を控除し、3分の2を乗じた額（1万円未満切捨）で、1人当たり210万円が限度です。 入院を必要とした方にとっては、患者1人当たり入院の日から14日が限度です。 分割払い等の手段により医療費の支払いを行っている方、親族や雇用主等が医療費の支払いを行っている方、生活保護法、国民健康保険等の公的医療保険制度または労働者災害補償保険等が適用され、医療費が支払われる方は除きます。	-	地域医療対策課	22-2279
	2	秩父市後期高齢者人間ドック補助金	後期高齢者医療保険に加入している方が人間ドックを受診するとき	後期高齢者医療制度に加入している方で、次の条件を満たす方 ①検診日時時点で秩父市に6か月以上居住 ②検診日時時点で後期高齢者医療保険に加入 ③申請時に市税及び後期高齢者医療保険料を完納	補助額28,000円（検診料が28,000円を超えないときは検診料の全額） ・指定医療機関の場合、請求から補助金額が差し引かれます。 ・指定医療機関以外の場合、受診後、申請により指定口座に振り込みます。	・指定項目をすべて受診した方に補助金を支給します。 ・補助は年度内1回に限ります。特定健診と人間ドックの補助は併用できません。	<a href="https://www.city.chichibu.lg.jp/5850.html">https://www.city.chichibu.lg.jp/5850.html</a>	保険年金課	25-5201
	3	秩父市国民健康保険人間ドック補助金	国民健康保険に加入している方が人間ドックを受診するとき	国民健康保険に加入している方で、次の条件を満たす方 ①検診日時時点で6か月以上国民健康保険に加入 ②検診日時時点で満35歳以上 ③申請時に国民健康保険税を完納	補助額28,000円（検診料が28,000円を超えないときは検診料の全額） ・指定医療機関の場合、補助券の提出により、請求から補助金額が差し引かれます。 ・指定医療機関以外の場合、受診後、申請により指定口座に振り込みます。	・補助券の発行は、受診月の前月から、保険年金課及び各総合支所市民福祉課で承ります。 ・指定項目をすべて受診した方に補助金を支給します。 ・補助は年度内1回に限ります。特定健診と人間ドックの補助は併用できません。	<a href="https://www.city.chichibu.lg.jp/1323.html">https://www.city.chichibu.lg.jp/1323.html</a>	保険年金課	25-5201
	4	秩父市若年がん患者ターミナルケア在宅療養生活支援事業補助金	若年がんの方が住み慣れた自宅等で安心して自分らしく生活ができるよう、在宅サービスを利用するとき	(1)18歳以上40歳未満の方（小児慢性特定疾病医療給付制度の対象者を除く） (2)がん患者（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断された方）で、在宅療養生活への支援および介護が必要な方 (3)他の制度において、同等の補助または給付を受けることができない方	在宅療養のためのサービス利用費（訪問介護、訪問入浴、福祉用具貸与と購入）の9割を助成（ただし上限額あり）。 その他、申請に必要な意見書作成料及びサービス調整支援費用を補助（ただし上限額あり）。	助成金の交付の対象となる経費は、在宅療養サービス等の利用に係る利用者負担額です。	<a href="https://www.city.chichibu.lg.jp/11298.html">https://www.city.chichibu.lg.jp/11298.html</a>	保健センター	22-0648
	5	秩父市生活習慣病予防検診費補助金	国民健康保険以外の健康保険（社会保険等）に加入する方（被保険者及び被扶養者）で、その健康保険に補助制度がないとき	年度末に35歳以上40歳未満の方で、市内に住居登録があり、6か月以上居住している方	1人につき年1回25,000円を補助。	検診料から25,000円が差し引かれる「人間ドック利用券」を交付します。	<a href="https://www.city.chichibu.lg.jp/1328.html">https://www.city.chichibu.lg.jp/1328.html</a>	保健センター	22-0648
	6	秩父市定期予防接種費用補助金	里帰り出産や病気の治療、施設入所等、やむを得ない理由により委託医療機関以外で定期予防接種の接種を希望するとき	各定期予防接種の対象者	接種費用の助成するもの（秩父市が委託医療機関と契約している委託金額を上限とする）。	医療機関に対して予防接種依頼書を発行するため、接種の2週間前までに保健センターに申請してください。	<a href="https://www.city.chichibu.lg.jp/10467.html">https://www.city.chichibu.lg.jp/10467.html</a>	保健センター	22-0648
	7	秩父市骨髄移植ドナー支援事業助成金	ドナー休暇その他の骨髄等の提供のための特別休暇を取得できず、骨髄等の提供について他の助成金等の交付を受けていないとき	公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において骨髄等の提供を完了した方	骨髄等の提供に係る通院、入院及び面接の日数1日につき2万円を補助（上限14万円）。	申請は提供が完了した日から90日以内に行ってください。	<a href="https://www.city.chichibu.lg.jp/5577.html">https://www.city.chichibu.lg.jp/5577.html</a>	保健センター	22-0648
	8	秩父市がん患者用ウィッグ・胸部補整具等購入費助成金	がん治療に伴う脱毛や乳房切除により、助成開始後にウィッグまたは胸部補整具を購入したとき	がんと診断され、医療機関においてがん治療を受けた方、または現在治療中の方	・医療用ウィッグ等：購入した費用に2分の1を助成（上限2万円）。 ・胸部補整具：購入した費用に2分の1を助成（上限1万円）。	購入日の翌日から起算して1年以内に申請してください。	<a href="https://www.city.chichibu.lg.jp/10774.html">https://www.city.chichibu.lg.jp/10774.html</a>	保健センター	22-0648

秩父市補助金等一覧【令和8年4月1日時点】

◆市民、事業者、各種団体の皆さまが活用できる市の補助金等を分野別に掲載しています。

◆掲載内容は概要となっています。詳細な事業内容や条件等につきましては、市HPをご覧ください。か、所管課へお問い合わせください。

分野	NO.	補助金等の名称	活用できるとき	対象者	補助金等の内容	留意事項 (対象外や申請期間など)	市HP URL (ある場合のみ)	所管課	電話番号 (0494)
高齢者・ 障がい者福祉	9	秩父市障害児（者）移動支援事業補助金	屋外での移動に困難がある障害児（者）に対して、移動支援を行ったとき	市から登録決定を受けた団体	以下の金額から利用者負担額を差し引いた金額を補助。 ・利用区分2 30分ごとに1,500円 ・利用区分1 30分ごとに750円	補助金額の詳細は、「秩父市障害児(者)移動支援事業補助金交付要綱」をご参照ください。	<a href="https://www1.g-reiki.net/chichibu/reiki_honbun/r165RG00000874.html">https://www1.g-reiki.net/chichibu/reiki_honbun/r165RG00000874.html</a>	障がい者福祉課	27-7331
	10	秩父市障害児（者）日中一時支援事業補助金	日中に監護する方がいない障害児（者）に対して、障害福祉サービス事業所において一時的に見守り等の支援を行ったとき	市から登録決定を受けた団体	利用区分と利用時間に応じた金額から、利用者負担額を差し引いた金額を補助。	補助金額の詳細は、「秩父市障害児（者）日中一時支援事業補助金交付要綱」をご参照ください。	<a href="https://www1.g-reiki.net/chichibu/reiki_honbun/r165RG00000879.html">https://www1.g-reiki.net/chichibu/reiki_honbun/r165RG00000879.html</a>	障がい者福祉課	27-7331
	11	秩父市重度身体障害者居宅改善整備費補助金	居宅の一部を障害に応じ使いやすい改造するとき	以下3点を満たす方。 ・市内に住所を有する方 ・身体障害者手帳の交付を受けている方で、障害部位が下肢又は体幹であり、かつ、障害程度が1級又は2級に該当する方 ・世帯の最多収入者の前年分所得税額が10万500円以下の世帯に属する方	対象経費の3分の2を補助（上限36万円。1,000円未満切捨）。	補助対象者1人につき1回までです。 介護保険や日常生活用具給付事業の対象となる経費は除きます。	<a href="https://www.city.chichibu.lg.jp/5666.html">https://www.city.chichibu.lg.jp/5666.html</a>	障がい者福祉課	27-7331
	12	秩父市障害者自動車運転免許取得費補助金	障がいをお持ちの方が第一種普通自動車運転免許を取得するとき	障害者手帳をお持ちの方	自動車教習所において教習を受けるための対象経費の3分の2を補助（上限12万円）。	免許を取得しないと補助金は支給不可。 予算上限に達した場合は、申請ができない場合もあります。	<a href="https://www.city.chichibu.lg.jp/5666.html">https://www.city.chichibu.lg.jp/5666.html</a>	障がい者福祉課	27-7331
	13	秩父市身体障害者自動車改造費補助金	自動車用のハンドル、ブレーキ、アクセルなどを改造するとき	以下3点を満たす方。 ・身体障害者手帳をお持ちの方 ・就労等に伴い、自動車等を改造する必要がある方 ・所得制限に該当しない方	上限10万円（対象経費が10万円より少ない場合は、少ない金額）を補助。	所得制限の目安は、特別障害者手当の所得制限限度額を超えない方です。	<a href="https://www.city.chichibu.lg.jp/5666.html">https://www.city.chichibu.lg.jp/5666.html</a>	障がい者福祉課	27-7331
	14	秩父市在宅重症心身障害児の家族に対するレスパイトケア事業補助金	重症心身障害児を受け入れたとき	市から事業の実施承認を受けた以下の事業所。 ・埼玉県内で医療型短期入所を実施する事業者 ・埼玉県内で日中一時支援又は障害児通所支援を実施する事業者	利用回数と利用時間数に応じて補助。	補助金額の詳細は、「秩父市在宅重症心身障害児の家族に対するレスパイトケア事業補助金交付要綱」をご参照ください。	<a href="https://www1.g-reiki.net/chichibu/reiki_honbun/r165RG00001147.html">https://www1.g-reiki.net/chichibu/reiki_honbun/r165RG00001147.html</a>	障がい者福祉課	27-7331
	15	秩父市在宅重度心身障害者手当	障がいをお持ちの方が在宅で生活するとき	身体障害者手帳1・2級 療育手帳①・A 精神障害者保健福祉手帳1級	月額5,000円を支給。	特別障害者手当・障害児福祉手当・経過措置福祉手当を受給していない方で、当年度の市民税が非課税の方。 施設に入所している場合は、申請ができない場合もあります。	<a href="https://www.city.chichibu.lg.jp/1233.html">https://www.city.chichibu.lg.jp/1233.html</a>	障がい者福祉課	27-7331
	16	秩父市重度心身障害者医療費支給	障がいをお持ちの方が医療機関等を受診するとき	身体障害者手帳1～3級 療育手帳①・A・B 精神障害者保健福祉手帳1・2級 埼玉県後期高齢者医療広域連合などの障害認定を受けた方	医療保険を使って医療機関等で診療を受けた場合に、医療費を助成（※）。	・本人に一定以上の所得がある場合は、支給停止になります。 ・精神障害者手帳1級により認定を受けている方の精神科病床への入院費は助成対象外です。 ※精神障害者手帳2級により認定を受けている方は、自立支援医療（精神通院）にかかる診療分等のみが助成対象となります。	<a href="https://www.city.chichibu.lg.jp/1233.html">https://www.city.chichibu.lg.jp/1233.html</a>	障がい者福祉課	27-7331
	17	秩父市障害児福祉手当及び特別障害者手当等	障がいをお持ちの方が在宅で生活するとき	障害児福祉手当：20歳未満 特別障害者手当：20歳以上 重い障がいのために常時介護を必要とされている方	障害児福祉手当：月額16,560円 特別障害者手当：月額30,450円	施設に入所中の方は除くなど、申請に制限があります。 本人・扶養義務者に対する所得制限あります。	<a href="https://www.city.chichibu.lg.jp/1233.html">https://www.city.chichibu.lg.jp/1233.html</a>	障がい者福祉課	27-7331
	18	秩父市難病患者等通院交通費給付金	難病の治療のため市外の病院等に通院しているとき	特定疾病医療受給者証、指定疾病医療受給者証、指定難病医療受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証のいずれかをお持ちで、難病の治療のために市外の病院等に通院している方 慢性腎不全のため人工透析を行っている方で、市外の病院等に通院している方 ※吉田・大滝・荒川在住の場合、秩父地区の病院等に通院している方も含まれます。	電車・バスを利用した場合：運賃の2分の1の額（旅客運賃割引の対象となる場合は、割引適用後の運賃） 自家用車を利用した場合：通院にかかる距離1 Kmあたり10円	自動車等燃料費給付と生活サポート事業を利用している方は受けられません。	<a href="https://www.city.chichibu.lg.jp/5666.html">https://www.city.chichibu.lg.jp/5666.html</a>	障がい者福祉課	27-7331
	19	秩父市在宅酸素療法者酸素濃縮装置利用給付金	酸素濃縮装置を利用する在宅酸素療法による治療を受けているとき	酸素濃縮装置を利用する在宅酸素療法による治療を受けている方	電気代相当の月額1,500円を支給。		<a href="https://www.city.chichibu.lg.jp/5666.html">https://www.city.chichibu.lg.jp/5666.html</a>	障がい者福祉課	27-7331
	20	秩父市難聴児補聴器購入費助成金	身体障害者手帳の対象にならない軽度又は中等度の難聴児が補聴器を購入したとき	以下4点を満たす方。 ・満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある方 ・市内に住所を有する方 ・左右いずれかの耳又は両耳の聴力レベルが25デシベル以上であって、身体障害者手帳の交付の対象とならないこと ・補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できると医師により判断されていること	対象経費の3分の2を補助（補聴器の種類に応じて上限あり。1,000円未満切捨）。	申請前に購入したものは対象となりません。また、購入は交付決定通知後となります。	<a href="https://www.city.chichibu.lg.jp/5905.html">https://www.city.chichibu.lg.jp/5905.html</a>	障がい者福祉課	27-7331

秩父市補助金等一覧【令和8年4月1日時点】

◆市民、事業者、各種団体の皆さまが活用できる市の補助金等を分野別に掲載しています。

◆掲載内容は概要となっています。詳細な事業内容や条件等につきましては、市HPをご覧ください。所管課へお問い合わせください。

分野	NO.	補助金等の名称	活用できるとき	対象者	補助金等の内容	留意事項 (対象外や申請期間など)	市HP URL (ある場合のみ)	所管課	電話番号 (0494)
高齢者・ 障がい者福祉	21	秩父市成年後見制度利用 支援事業助成金	成年後見人等の報酬を負担 することが困難なとき	・生活保護を受給している方 ・成年後見人等に対する費用を負担することで、生活保護受 給者となる方 ・請求に要する費用を負担して成年後見制度を利用すること が困難な状況にあると認められる方	報酬付与の審判により決定した額で次を上限として助成。 在宅者：月額28,000円 施設入所者：月額18,000円	助成金の担当は成年被後見人等の年齢により異なります。 ・成年被後見人等が65歳未満：障がい者福祉課 ・成年被後見人等が65歳以上：高齢者介護課	—	障がい者福祉課 高齢者介護課	27-7331 25-5205
	22	秩父市在宅要介護高齢者 手当	加齢に伴って生ずる心身の 変化に起因する疾病等によ り、在宅での日常生活に著 しく支障があるとき	・市内に住所を有する65歳以上の方であって、以下の全てを 満たす方。 ①秩父市の介護保険の被保険者 ②要介護4又は要介護5に該当すると判定された方であっ て、判定から6か月を経過している方	月額1万円を支給。 (支給月：4月, 8月, 12月)	・毎年6月1日から6月30日の間に「現況届」の提出をお願いしていま す。 以下のいずれかに該当する方は、支給対象外です。 ・病院、介護保険施設その他の規則(秩父市在宅要介護高齢者手当支給条例 施行規則第2条)で定める施設に月の初日から末日までの期間に入院または 入所している方 ・介護保険料を滞納している方 ・生活保護を受給している方	<a href="https://www1.g-reiki.net/chichibu/reiki_honbun/r165RG00001148.html">https://www1.g-reiki.net/chichibu/reiki_honbun/r165RG00001148.html</a>	高齢者介護課	25-5205
	23	秩父市家族介護用品支給 事業	高齢者または障がい者の方 で、疾病等により在宅での 日常生活に著しい支障があ り、紙おむつ・尿取りパッ ト等が必要なとき	・市内に住所を有する市民税非課税世帯に属する方であ って、以下のいずれかに該当する方。 ①秩父市在宅要介護高齢者手当受給者 ②常時臥床の状態又はこれに準ずる状態が6か月以上継続し ている方であって、次のいずれかに該当する方 ア身体障害者手帳の交付を受けている方であって、その障害 の程度が1級から3級に該当する。 イ埼玉県の療育手帳制度に基づく療育手帳の交付を受けてい る方であって、当該障害の程度が(A)又はAに該当する。 ③秩父市在宅要介護高齢者手当に準ずる方として市長が認め る方	・1か月1人当たり6,250円相当分の介護用品(紙おむつ・尿 取りパット等)を支給。	・委託業者が毎月1回紙おむつ・尿取りパット等を配達します。 ・当事業の受給者に対して、1か月当たり可燃ごみ中型袋5枚を支給しま す。 ・毎年6月1日から6月30日の間に「現況届」の提出をお願いしていま す。	<a href="https://www1.g-reiki.net/chichibu/reiki_honbun/r165RG00000408.html">https://www1.g-reiki.net/chichibu/reiki_honbun/r165RG00000408.html</a>	高齢者介護課	25-5205
	24	秩父市中等度難聴高齢者 補聴器購入助成金	はじめて補聴器を購入、ま たは買い替えるとき	・秩父市に住所を有する65歳以上の方。 ・聴覚障がいによる身体障害者手帳を所持していない方。 ・両耳の聴力レベルが40デシベル以上であり、医師から補聴 器が必要と認められた方。 ・市税等の滞納が無い方。(本人及び同一世帯の方)	補聴器の購入費を助成(上限2万円)。	・助成を受けられるのは1人1回限り。 ・修理費やメンテナンス費用等は対象外。 ・以下のいずれかに該当する医療機器認定(集音器は対象外)された補聴 器の購入費が対象。 1.市内の販売業者から購入したもの。 2.秩父郡市内の医療機関において医師の指示のもと販売業者から購入した もの。 ※予算の都合により、申請期間内であっても受付を終了する場合があります。	<a href="https://www.city.chichibu.lg.jp/10270.html">https://www.city.chichibu.lg.jp/10270.html</a>	高齢者介護課	25-5205
	25	秩父市介護保険サービス 利用料助成金	介護保険法による在宅サー ビスを利用したとき	市内に住所を有する介護保険の被保険者であって、市民税非 課税世帯に属する方。(介護保険料に滞納がある方は対象 外)	①合計所得金額及び課税年金収入額の合計額が80万9,000円 以下である方は実費負担額の25%を助成。 ②上記に該当しない方は15%を助成。 ※介護保険サービス利用料が高額介護サービス費の支給に該 当する場合における助成対象額は、高額介護サービス費支給 額を控除した金額となります。	・申請書には領収書原本を添付してください。 ・申請書の提出期限：利用月の属する年の翌年の3月末日	—	高齢者介護課	25-5205
	26	秩父市地域サロン活動事 業補助金	市民の健康及び福祉の増進 を図るための介護予防に資 する活動等を行うとき	全ての構成員が市内に住所を有する非営利団体	1団体当たり、活動開始年度3万円、活動開始年度の翌年度2 万円、活動開始年度の翌々年度1万円を補助。	・サロン活動(新たに活動を開始した年度から翌々年度までに実施するも のに限る。)の実施に係る経費となります。 ・月2回以上、市内の高齢者その他の市民が気軽に集う活動等が対象で す。	—	地域包括支援センター	22-2582

秩父市補助金等一覧【令和8年4月1日時点】

◆市民、事業者、各種団体の皆さまが活用できる市の補助金等を分野別に掲載しています。

◆掲載内容は概要となっています。詳細な事業内容や条件等につきましては、市HPをご覧ください。所管課へお問い合わせください。

分野	NO.	補助金等の名称	活用できるとき	対象者	補助金等の内容	留意事項 (対象外や申請期間など)	市HP URL (ある場合のみ)	所管課	電話番号 (0494)
結婚・妊娠・出産・子育て支援・教育	27	秩父市結婚新生活支援事業補助金	秩父市で新婚生活をおくるとき	指定期間に婚姻届を提出し、受理された日において夫婦ともに39歳以下の夫婦	婚姻を機に取得または賃貸する住宅への引越費用や住宅購入費、家賃、リフォーム費用等を最大30万円（29歳以下は最大60万円）の補助。	申請日において、対象となる住宅が秩父市内にあり、夫婦双方または一方が当該住宅に住居登録をしている必要があります。また前年の夫婦の合計した所得金額が500万円未満の世帯が対象です。過去に同補助金の助成を受けた方、市税等の滞納のある方は対象外です。	<a href="https://www.city.chichibu.lg.jp/9605.html">https://www.city.chichibu.lg.jp/9605.html</a>	総合政策課	22-2823
	28	秩父市母子家庭等高等職業訓練促進給付金等	就職の際に有利となる資格を取得するために養成機関で修業する必要があるとき	ひとり親家庭の母または父 ※ひとり親家庭：20歳未満の子を養育している世帯。	資格取得に係る養成訓練の一定期間について、生活費の負担軽減のための給付金を支給。	【受給対象条件】 ①秩父市に住所を有し、児童扶養手当支給所得水準である ②養成機関において6月以上のカリキュラムを修業 ③仕事または育児と修業の両立が困難 ④過去に高等職業訓練促進給付金の支給を受けたことがない 【留意事項】 ○事前相談が必要です。	<a href="https://www.city.chichibu.lg.jp/10049.html">https://www.city.chichibu.lg.jp/10049.html</a>	子育て支援課	26-6535
	29	秩父市母子家庭等自立支援教育訓練給付金	就職に必要な技能を身に付けるため、講座受講や養成機関で修業するとき	ひとり親家庭の母または父 ※ひとり親家庭：20歳未満の子を養育している世帯。	就職に必要な技能を身に付けるための講座等を受講し、修了した場合に受講費用の一部を補助。	【受給対象条件】 ①秩父市に住所を有する ②「母子・父子自立プログラム」の策定等の支援を受けている ③教育訓練を受けることが適職に就くために必要 ④過去に自立支援教育訓練給付金の支給を受けたことがない 【留意事項】 ○講座受講申込み前に事前相談が必要です。 ○対象講座は厚生労働省HP参照（「教育訓練給付制度」で検索）	<a href="https://www.city.chichibu.lg.jp/10049.html">https://www.city.chichibu.lg.jp/10049.html</a>	子育て支援課	26-6535
	30	秩父市子どもの居場所づくり推進事業交付金	地域における子どもの居場所づくりを推進するための、地域における団らんの場の提供	会則等によりその組織及び運営に関する事項を定めている団体 (1) 町会または地区町会連合会に属する団体 (2) 非営利の市民活動団体 (3) その他市長が適当と認める団体	対象事業要件を全て満たす子どもの居場所づくり推進事業を実施することで、区分に応じた金額を交付。	【対象事業要件】 (1) 地域内の子どもであれば、広く誰でも利用できる子どもの自主的な参加に向けた取組みを行う (2) 市長が適当と認める市内の同一施設において、定期的を実施するものとし、概ね1月に1回以上、1回当たり2時間以上実施する (3) 毎回、食事を提供する (4) 子どもの学習支援及び世代間交流を実施する（加算） (5) 子どもや保護者の生活相談に応じる 【留意事項】 ○交付金は、事業対象年度において、当該事業に全て支出してください。 ・開設経費交付金 ・運営経費交付金 ○使途・対象経費について定めがあります。	—	子育て支援課	26-6535
	31	秩父市民間保育所等補助金	民間保育施設の設置者が、施設運営経費の補助を必要とするとき	民間保育施設の設置者	・低年齢児保育促進事業 ・延長保育事業 ・障がい児保育事業 ・その他、運営費に係る費用（土地の賃借料、防災備品購入等）への補助	認可外保育施設は対象外です。	—	保育こども課	25-5206
	32	秩父市保育士奨学金返済支援事業費補助金	保育士資格取得のために貸与を受けた奨学金を返済するとき	奨学金を利用して保育士資格を取得し、秩父市内の保育所等に保育士として採用された方のうち、留意事項に記載するすべての要件を満たす方	当該年度に返済した額を補助（年額上限18万円（月額上限15,000円））。	<補助金の対象者となる要件> 1.対象期間において市の住民基本台帳に引き続き記載されている方 2.大学等の在学中に奨学金の貸与を受けて修学し、自ら返済している方 3.令和5年4月1日以降に新たに市内の保育所等に常勤の保育士として雇用された方 4.補助金の交付を受けようとする年度において、1年間継続して保育所等に勤務しようとする方 5.保育士として雇用された日から起算して5年を経過する日までの間において、継続して市内の保育所等に就労する意思を有している方 6.過去に保育士としての勤務実績がない方 7.類似の奨学金返済支援の補助を受けていない方 <対象となる奨学金> ・日本学生支援機構奨学金 ・あしなが育英会奨学金 ・交通遺児育英会奨学金 ・その他これらに類する資金として、市長が奨学金に準ずると認めるもの <申請期間> 例年4月下旬から6月下旬 ※詳細については市HPにて周知。	—	保育こども課	25-5206
	33	秩父市妊産婦健康診査・新生児聴覚検査補助金	里帰り出産等の理由により委託医療機関以外で妊婦健康診査、新生児聴覚検査、産婦健康診査を受診したとき	妊婦・産婦	里帰り出産などで委託医療機関以外で受けた妊産婦健康診査・新生児聴覚検査・産婦健康診査（妊婦健康診査助成券に記載された検査項目のみ対象）の費用の一部を助成。	里帰りの予定がある妊婦は、お早めに保健センターへご相談ください。	—	保健センター	22-0648

秩父市補助金等一覧【令和8年4月1日時点】

◆市民、事業者、各種団体の皆さまが活用できる市の補助金等を分野別に掲載しています。

◆掲載内容は概要となっています。詳細な事業内容や条件等につきましては、市HPをご覧ください。所管課へお問い合わせください。

分野	NO.	補助金等の名称	活用できるとき	対象者	補助金等の内容	留意事項 (対象外や申請期間など)	市HP URL (ある場合のみ)	所管課	電話番号 (0494)
結婚・妊娠・出産・子育て支援・教育	34	秩父市ゆりかご支援事業助成金（不妊治療費助成事業）	保険適用外の不妊治療や不育症治療を受けたとき	保険適用外の不妊治療を受け、市内に1年以上住所を有し、また、市税を完納している夫婦	保険適用外の医療費の半分の年度に1回、生涯2回までを助成（上限10万円）。	治療の助成対象期間は1年度になります。申請に期限があります。HPでご確認ください。医療機関での証明書発行に時間がかかる場合があります。申請をご検討の方はお早めに医療機関へご相談ください。	<a href="https://www.city.chichibu.lg.jp/1344.html">https://www.city.chichibu.lg.jp/1344.html</a>	保健センター	22-0648
	35	秩父市早期不妊検査費・不育症検査費助成金	不妊症の診断のために必要と認める検査や不育症のリスク検査を受けたとき	検査開始時の女性の年齢が43歳未満の夫婦	検査にかかった医療費の一部を助成。 ・35歳未満の女性：上限3万円（1,000円未満切捨） ・35歳以上43歳未満の女性：上限2万円（1,000円未満切捨）	不妊検査、不育症検査ともに生涯1回まで。不妊検査の場合、夫婦ともに検査を受けていること。夫婦の一方が市民であること。同様の補助を県内の他自治体で受けていないこと。申請に期限があります。HPでご確認ください。医療機関での証明書発行に時間がかかる場合があります。申請をご検討の方はお早めに医療機関へご相談ください。	<a href="https://www.city.chichibu.lg.jp/1344.html">https://www.city.chichibu.lg.jp/1344.html</a>	保健センター	22-0648
	36	秩父市妊産婦等遠方分娩取扱施設等への交通費等助成	医学的理由により、周産期母子医療センターで妊婦健診、出産、産婦健診等を受けたとき	妊婦・産婦	自宅から周産期母子医療センターまでの交通費の一部、医師から必要と指示のあった宿泊費の一部（分娩時のみ）を助成。 【交通費の場合】 1日あたり、自宅から周産期母子医療センターまでのキロ数×往復×18円×0.8により算出された額。	妊娠届出時、または8か月頃のアンケート、新生児訪問時にご案内します。申請に期限があります。HPでご確認ください。	<a href="https://www.city.chichibu.lg.jp/11349.html">https://www.city.chichibu.lg.jp/11349.html</a>	保健センター	22-0648
	37	秩父市妊婦のための支援給付	妊娠したとき	妊婦	【1回目給付】 妊娠届出時に申請し、5万円を支給。 【2回目給付】 出産予定日の8週間前の日以降に胎児の届出をし、胎児の数×5万円を支給。	妊娠が継続できなかった場合も支給されますので、その場合は保健センターへご連絡ください。	<a href="https://www.city.chichibu.lg.jp/11367.html">https://www.city.chichibu.lg.jp/11367.html</a>	保健センター	22-0648
	38	秩父市私立学童保育室保育料補助金	私立学童保育室を利用するとき	秩父市内の私立学童に在籍した児童の保護者	私立学童利用時の保育料について、市立学童の保育料との差額を補助（1月あたり上限2,300円）。	保護者が秩父市内に住所を有し、市税を滞納していないことが条件です。（配偶者も含め、市税に滞納がある方は対象外です。）利用した私立学童で保育料支払額の証明をうける必要があるため、申請書は、利用した私立学童を通して配布しています。	—	学校教育課	25-5228
	39	秩父市小学校入学祝金	小学校に入学するとき	小学校等に入学する児童を扶養する保護者	児童1人につき5万円交付。		—	学校教育課	25-5228
	40	秩父市中学校卒業祝金	中学校を卒業するとき	中学校等を卒業する生徒を扶養する保護者	生徒1人につき2万円交付。		—	学校教育課	25-5228
	41	秩父市修学旅行補助金	修学旅行実施後	小・中学校における修学旅行に参加した児童生徒の保護者	実績額または上限額のいずれか低い額を補助。 【上限額】 小学校または小学部に在籍する児童の保護者：児童1人につき1万円。 中学校または中学部に在籍する生徒の保護者：生徒1人につき2万円。	補助対象者は、秩父市立小中学校及び埼玉県立特別支援学校小中学部に在籍する児童生徒の保護者。修学旅行に欠席した場合も、キャンセル料等の費用が生じる場合は補助対象となります。	—	学校教育課	25-5228
	42	秩父市教育振興事業費補助金	校外行事等に参加したあと	児童生徒の保護者	校外行事等に参加するために要する経費の実費。	手続き等を学校長に委任することができます。市内における校外行事等が対象となります。	—	学校教育課	25-5228
	43	秩父市子育て支援学校給食費補助金	秩父市立学校以外の小・中学校に入学、進学したとき	市内に住所があり、秩父市立小・中学校以外に在籍している児童生徒の保護者	在籍している学校で給食費を負担している場合、小学校54,000円、中学校64,500円を上限に補助。	国または地方公共団体より学校給食費の一部（または全部）補助を受けている場合や、負担すべき給食費を滞納している場合は補助金額が減額となります。	<a href="https://www.city.chichibu.lg.jp/7817.html">https://www.city.chichibu.lg.jp/7817.html</a>	保健給食課	22-2443
	44	秩父市緑の少年団活動助成金	緑の少年団が活動を行うとき	秩父市立学校において結成された緑の少年団	緑の少年団が行う活動に対する助成。		—	教育研究所	22-2446
	45	親の学習の普及・啓発事業実施負担金	親の学習の普及・啓発事業のため、団体が事業を実施するとき	親の学習の普及・啓発事業を実施している団体	親の学習の普及・啓発事業のため、団体が実施する事業の対象経費を補助。	他の市費補助金等が交付される事業は除きます。	—	教育研究所	22-2446
	46	秩父市中学生のための認定地域クラブ活動補助金	中学生を受け入れ、スポーツ・文化・芸術等の活動を行うとき	市の認定地域クラブの要件を満たし秩父市内に活動拠点を有する中学生を対象とした地域クラブ	初年度は団体設立準備金として3万円、2年目以降は中学生の受入人数に応じて最大5万円を補助。		—	教育研究所	22-2446
	47	ちちぶ定住自立圏不登校児童生徒支援民間施設事業補助金	不登校児童生徒支援施設を運営するとき	秩父定住自立圏内の不登校児童生徒支援施設を運営する民間団体	不登校児童生徒支援施設運営に係る経費の3分の2または100万円のいずれか低い額を補助。	他の制度による補助金の交付を受ける経費については対象外となります。	—	教育研究所	22-2446

秩父市補助金等一覧【令和8年4月1日時点】

◆市民、事業者、各種団体の皆さまが活用できる市の補助金等を分野別に掲載しています。

◆掲載内容は概要となっています。詳細な事業内容や条件等につきましては、市HPをご覧ください。所管課へお問い合わせください。

分野	NO.	補助金等の名称	活用できるとき	対象者	補助金等の内容	留意事項 (対象外や申請期間など)	市HP URL (ある場合のみ)	所管課	電話番号 (0494)
産業 (商工業支援)	48	秩父市リノベーション創業支援事業補助金	起業するとき	創業者	事業所の設備改修工事費の3分の1を補助（上限30万円）。	秩父地域特定創業支援事業対象者のみです。	<a href="https://www.city.chichibu.lg.jp/10170.html">https://www.city.chichibu.lg.jp/10170.html</a>	産業支援課	25-5208
	49	秩父市商店街環境施設整備事業補助金	商店街の施設整備をするとき	市内の商店街	商店街施設整備費の3分の1を補助（上限3,000万円）。	前年度中旬に埼玉県に要望した商店街に限ります。	<a href="https://www1.g-reiki.net/chichibu/reiki_honbun/r165RG00000624.html">https://www1.g-reiki.net/chichibu/reiki_honbun/r165RG00000624.html</a>	産業支援課	25-5208
	50	秩父市商店街街路灯電気料補助金	商店街街路灯の電気料の費用補助	街路灯を管理する市内の商店街	前年に支払った街路灯電気料の3分の1を補助（1,000円未満切捨）。	毎年2月末日までの申請です。予算の範囲内で交付します。	<a href="https://www1.g-reiki.net/chichibu/reiki_honbun/r165RG00001103.htm">https://www1.g-reiki.net/chichibu/reiki_honbun/r165RG00001103.htm</a>	産業支援課	25-5208
	51	秩父市空き店舗対策事業補助金 (空き店舗を貸す場合)	中心市街地にある賃貸物件の空き店舗を新規営業するために改装するとき	中心市街地の空き店舗を貸す方	店舗併用住宅等改修事業に係る改修費の3分の1を補助（上限20万円）。	①原則小売業、飲食業 ②店舗の1階部分で営業活動を行うもの ③出店後2年以上継続して営業するもの ④週5日以上、昼間に営業し、かつ、直接客が店舗に来るもの ⑤中心市街地の他の店舗から移転して出店することにより、移転前の店舗を空き店舗としないもの ⑥大規模店のテナントは除く。	<a href="https://www.city.chichibu.lg.jp/1464.html">https://www.city.chichibu.lg.jp/1464.html</a>	産業支援課	25-5208
	52	秩父市空き店舗対策事業補助金 (空き店舗を借りる場合)	中心市街地にある賃貸物件の空き店舗を新規営業するために改装するとき	中心市街地の空き店舗を借りる方	新規出店事業に係る改装費の3分の1を補助（上限30万円）。	①原則小売業、飲食業 ②店舗の1階部分で営業活動を行うもの ③出店後2年以上継続して営業するもの ④週5日以上、昼間に営業し、かつ、直接客が店舗に来るもの ⑤中心市街地の他の店舗から移転して出店することにより、移転前の店舗を空き店舗としないもの ⑥大規模店のテナントは除く。	<a href="https://www.city.chichibu.lg.jp/1464.html">https://www.city.chichibu.lg.jp/1464.html</a>	産業支援課	25-5208
	53	まちなかイベント等開催補助金	中心市街地の活性化するイベントを複数の団体で開催するとき	市内の団体または市内で活動し構成員に市民がいる団体	3万円以上の中心市街地活性化イベント開催対象経費の3分の1を補助（上限20万円）。		<a href="https://www.city.chichibu.lg.jp/10519.html">https://www.city.chichibu.lg.jp/10519.html</a>	産業支援課	25-5208
	54	秩父市住宅・店舗等リフォーム資金助成金	住宅・店舗・事務所を修繕するとき	市民	20万円以上のリフォーム工事に対し、工事費の10分の1を補助（上限15万円）。	秩父市の登録業者に依頼する工事が対象です。	<a href="https://www.city.chichibu.lg.jp/3591.html">https://www.city.chichibu.lg.jp/3591.html</a>	産業支援課	25-5208
	55	秩父市女性職場環境改善補助金	女性のための職場環境改善に資する取組をしたとき	秩父地域内に事業所がある事業者	補助対象経費の2分の1以下を補助（上限100万円）。	「埼玉県多様な働き方実践企業」、「埼玉県SDGsパートナー」、「埼玉県男性育休推進宣言企業」のいずれかの認定・登録がされていることが条件です。 なお、認定・登録がされていない場合は、交付決定の日から起算して1年以内にいずれかの認定・登録を受けることが条件です。	<a href="https://www.city.chichibu.lg.jp/11409.html">https://www.city.chichibu.lg.jp/11409.html</a>	産業支援課	25-5208
	56	秩父市中小企業奨学金返還支援補助金	秩父地域内の事業所に勤務している従業員に対して奨学金返還支援のために手当を支給しているとき	秩父地域内に事業所がある事業者	1人当たり対象経費の2分の1または3分の1を補助（上限9万円）。 ※県補助金と合計すると最大18万円。	埼玉県中小企業等人材確保奨学金返還支援事業補助金の交付決定を受けた企業が対象です。	<a href="https://www.city.chichibu.lg.jp/5929.html">https://www.city.chichibu.lg.jp/5929.html</a>	産業支援課	25-5208
	57	秩父銘仙利活用奨励金	秩父銘仙を購入し、利活用するとき	市内に在住在勤在学の個人、または市内の法人	税抜10万円以上の商品購入につき、一律5万円の奨励金を交付。	諸条件がありますので、事前に産業支援課へご相談ください。	<a href="https://www.city.chichibu.lg.jp/10711.html">https://www.city.chichibu.lg.jp/10711.html</a>	産業支援課	25-5208
	58	原料米等価格高騰緊急経済対策補助金【令和8年度限定】	原料米等の価格高騰の影響を受ける市内事業者を支援するとき	市内に事業所を有し、市内で加工製造を行っている酒類製造業者及び食料品製造業者	原料米の仕入経費R6分とR7分の値上がり分にR7原料米仕入数量を乗じた額の4分の1を補助（端数切捨）。 上限額は、酒類製造業は500万円、その他の食料品製造業は100万円。	補助対象額が120万円に満たない場合は対象外となります。	—	産業支援課	25-5208
	59	展示会等出展事業補助金 (秩父市企業競争力強化支援事業補助金)	販路開拓のために見本市・博覧会・展示会（オンラインも可）に出展するとき	市内に本社または事業所等を有する中小企業者または団体	主催者に支払う出展料、展示装飾料（小間装飾経費、備品リース料）の3分の1を補助（上限5万円）。	市税に滞納がある場合は対象外となります。	<a href="https://www.city.chichibu.lg.jp/4491.html">https://www.city.chichibu.lg.jp/4491.html</a>	先端技術推進課	21-5522
	60	水道多量使用事業補助金 (秩父市企業競争力強化支援事業補助金)	事業に使った上水道の年間使用量が6,000㎡を超えたとき	市内に事業所を有する個人または法人で、年間上水道使用量のうち、事業で使用したものが6,000㎡を超えるもの	年間上水道使用量のうち事業に使用したものが6,000㎡を超え、100,000㎡以下の部分に対しては1㎡あたり10円を、100,000㎡を超えた部分に対しては1㎡あたり20円を補助（上限1,000万円）。	申請期間は例年1月頃を予定。 年間の事業に使った上水道使用量が6,000㎡以下の場合または市税および水道料金に滞納がある場合は対象外となります。 社員寮（社宅）は合算の対象外となります。 1つの事業所に2つ以上の水栓契約がある場合や市内に複数事業所を有し水栓契約を結んでいる場合などは、6,000㎡以下の水栓契約は合算の対象外となります。	<a href="https://www.city.chichibu.lg.jp/3578.html">https://www.city.chichibu.lg.jp/3578.html</a>	先端技術推進課	21-5522

秩父市補助金等一覧【令和8年4月1日時点】

◆市民、事業者、各種団体の皆さまが活用できる市の補助金等を分野別に掲載しています。

◆掲載内容は概要となっています。詳細な事業内容や条件等につきましては、市HPをご覧ください。所管課へお問い合わせください。

分野	NO.	補助金等の名称	活用できるとき	対象者	補助金等の内容	留意事項 (対象外や申請期間など)	市HP URL (ある場合のみ)	所管課	電話番号 (0494)
産業 (商工業支援) (農林業支援)	61	秩父市先端産業育成補助金	先端産業分野への事業参入にチャレンジしたいとき	市内に事業所を有する中小企業者または市内に事業所を有する中小企業者と連携して補助対象事業に取り組もうとする中小企業者	高度な技術・素材を活用し、未来に向かって成長が見込まれる先端産業のうち「ドローン、航空宇宙、自動走行システム、医療福祉分野、次世代エネルギー、ロボット・AI(人工知能)」の開発、新製品(部品含む)の試作、開発および研究等にかかる対象経費の3分の2を補助(上限100万円)。	事業着手前に申請いただく必要があります。また、申請年度内に補助対象事業を完了させる必要があります。	<a href="https://www.city.chichibu.lg.jp/7042.html">https://www.city.chichibu.lg.jp/7042.html</a>	先端技術推進課	21-5522
	62	秩父市がけ地整備事業費補助金	安全な企業活動を確保するため、がけ地の崩壊を防止する工事をやりたいとき	市内の危険工場等で事業を行っている方またはその所在する土地を有している方	擁壁・排水施設等の設置、法面の整備、その他がけ地の崩壊を防止するための工事(諸条件あり)の2分の1を補助(上限1,000万円)。	補助対象事業に上限があり、全てを満たすことで補助対象となります。各条件は市HPをご確認ください。	<a href="https://www.city.chichibu.lg.jp/7043.html">https://www.city.chichibu.lg.jp/7043.html</a>	先端技術推進課	21-5522
	63	秩父市ドローン操縦者技能証明取得支援補助金	ドローンを活用した業務の効率化や新たな事業分野の創出を図りたいとき	市内に事業所を有する事業者	補助対象者に所属する従業員が取得する「一等無人航空機操縦士」及び「二等無人航空機操縦士」の技能証明にかかる講習費用や試験費用等の経費の2分の1を補助(上限20万円)。	交付決定日以降に受講等を開始し、事業実施期間(申請年度)内技能証明書または国による技能証明交付申請内容の審査完了通知等を取得する必要があります。	<a href="https://www.city.chichibu.lg.jp/10957.html">https://www.city.chichibu.lg.jp/10957.html</a>	先端技術推進課	21-5522
	64	秩父市省エネ設備更新補助金	電気代や燃料等の使用量削減につながる設備更新を行いたいとき	市内に本社又は事業所を有する中小企業者等	燃料等の使用量削減及び温室効果ガス排出量の削減につながる設備更新費(例:空調、照明、ボイラー・給湯、冷凍冷蔵設備等)の2分の1を補助(上限50万円)。補助対象経費が税抜きで40万円以上が対象。	募集期間:令和8年4月13日(月)から5月22日(金)まで (予算超過の場合、申請1回目の事業者を優先し、その後は抽選にて交付決定)	—	先端技術推進課	21-5522
	65	秩父市生産性向上サポート補助金	省力化に向けた取り組みや効率化につながる設備導入をすることで業務の生産性向上を図りたいとき	市内に事業所を有する中小企業者等	実施期間中の経営革新計画、先端設備等導入計画及び経営力向上計画に基づく設備導入費や生産性向上につながる取り組みに関する経費に対して2分の1を補助。補助額の上限は、先端設備等導入計画・経営力向上計画事業は50万円・経営革新計画事業は30万円。	募集期間:令和8年4月13日(月)から12月25日(金)まで	—	先端技術推進課	21-5522
	66	秩父市土づくり運動事業補助金	土壌改良のため農作物の生産向上に資するため家畜排せつ物等を1トン以上購入したとき	市内在住で農業を行っている方	経費の3分の1以内で、年度内に1世帯あたり2万円を上限に助成。	対象となる家畜排せつ物等は市内畜産農家から購入する必要があります。	—	農業政策課	25-5210
	67	秩父市営農継続支援事業補助金	農業用機械等を購入したとき	市内在住の認定農業者及び認定新規就農者	経費の3分の1以内で、個人は10万円、法人は20万円を上限に助成。	補助対象経費は消費税及び地方消費税を除いた機械等の購入費で、個人は5万円以上50万円以下、法人は10万円以上100万円以下とし、対象期間に納品したものが対象となります。	—	農業政策課	25-5210
	68	秩父市豚熱予防的ワクチン接種補助金	豚熱予防的ワクチンの接種を行ったとき	市内に畜舎を有する畜産農家	ワクチンを接種した家畜頭数×接種費用の2分の1を助成。	—	—	農業政策課	25-5210
	69	秩父市有害鳥獣防除対策補助金	鳥獣による農作物等の被害を防止するために、電気柵等を設置するとき	市内に住所を有する個人または市内に事業所を有する法人で、自ら農業等をおこなっている方	補助額は、次の(1)・(2)の合計額。 (1) 次の①・②のうち、いずれか低い額(1,000円未満切捨) ① 機械購入費(電気柵の機械本体とその附属物の税抜き金額)の2分の1 ② 上限額2万円 (2) 次の③～⑤のうち、いずれか低い額(1,000円未満切捨) ③ 材料購入費(その他材料の税抜き金額)の2分の1	対象鳥獣により効果的な電気柵は異なりますので、事前に鳥獣対策課または各総合支所地域振興課にご相談ください。	<a href="https://city.chichibu.lg.jp/11369.html">https://city.chichibu.lg.jp/11369.html</a>	鳥獣対策課 吉田総合支所地域振興課 大滝総合支所地域振興課 荒川総合支所地域振興課	22-2496 72-6083 55-0861 54-2114
	70	秩父市狩猟免許取得者補助金	狩猟免許を取得したとき	市内に住所を有するもので、第1種銃猟免許、第2種銃猟免許またはわな免許を取得し、かつ、有害鳥獣捕獲事業に従事する意思がある方	第1種銃猟免許8,000円、第2種銃猟免許8,000円、わな免許5,000円を補助。	—	—	鳥獣対策課	22-2496
	71	秩父市有害鳥獣捕獲事業従事者補助金	有害鳥獣捕獲に従事したとき	市が猟友会に委託する有害鳥獣捕獲事業に従事した方	第1種銃猟免許10,000円、第2種銃猟免許5,000円 わな免許6,000円を補助。	—	—	鳥獣対策課	22-2496
	72	秩父市森林整備事業補助金	市内の森林を整備するとき	森林所有者または森林所有者から委託を受けた方	標準単価に事業量を乗じた額と実行経費を比較して低い額。 ※標準単価は交付申請時に有効な埼玉県「水源地域の森づくり事業」の標準単価による。	手入れの遅れた森林の整備やシカ等被害対策、植栽等が対象。 ・施工面積0.1ha以上の森林 ・過去5年以内に森林整備が行われていない森林 ・ダム(浦山・二瀬・滝沢・合角・下久保)上流保安林以外の森林	<a href="https://www.city.chichibu.lg.jp/10140.html">https://www.city.chichibu.lg.jp/10140.html</a>	森づくり課	22-2369

秩父市補助金等一覧【令和8年4月1日時点】

◆市民、事業者、各種団体の皆さまが活用できる市の補助金等を分野別に掲載しています。

◆掲載内容は概要となっています。詳細な事業内容や条件等につきましては、市HPをご覧ください。所管課へお問い合わせください。

分野	NO.	補助金等の名称	活用できるとき	対象者	補助金等の内容	留意事項 (対象外や申請期間など)	市HP URL (ある場合のみ)	所管課	電話番号 (0494)
環境・住環境・ 交通・道路	73	秩父市衛星通信機器導入補助金	光回線未整備地域内で衛星通信機器を導入するとき	光回線未整備地域の居住者	光回線未整備地域における衛星通信機器の導入に要する経費の一部を補助。	当該地域の居住者が当該地域内で自ら使用する場合に限りです。業務用途は不可。 補助対象は初期費用（機器購入、設置）のみで通信費等は対象外。滞納等欠格条項があります。	—	情報政策課	22-2204
	74	秩父市秩父地域運転免許証返納者公共交通利用券交付	運転免許を自主返納したとき	運転免許を自主返納した、市内に住所のある方	公共交通利用券6,000円分を交付。		<a href="https://www.city.chichibu.lg.jp/7585.html">https://www.city.chichibu.lg.jp/7585.html</a>	市民生活課	26-1133
	75	お出かけ楽々バス利用券交付制度（バス回数乗車券購入費補助制度）	バスの回数乗車券を購入するとき	市内在住の65歳以上の方	西武観光バス(株)秩父営業所において3,000円分のバス回数乗車券を購入する際に、1,500円分を補助。	バス回数乗車券を購入する前に、市民生活課にて利用券交付の申請をしてください。 申請の際には免許証、マイナンバーカードなどの対象者の年齢、住所等が分かるものをご持参ください。 利用券の交付を受けた後、西武観光バス(株)秩父営業所の窓口にご利用券をご提出ください。利用券は年度内で4枚まで交付しています。	<a href="https://www.city.chichibu.lg.jp/1154.html">https://www.city.chichibu.lg.jp/1154.html</a>	市民生活課	26-1133
	76	秩父市高校生等通学定期券補助金	高校生等が通学定期を購入したとき	市内に住所があり、「西武観光バス秩父営業所」、「秩父鉄道」、「西武鉄道」の路線を使って高等学校に通う生徒、中学校卒業専門学校に通う生徒および5年制の高等専門学校に通う生徒。 ○秩父市・小鹿野町(以下「秩父地域」という。)に所在する高等学校に通学する高校生の場合、対象は、市内に住所がある高校1年生～3年生。 ○秩父地域外に所在する高等学校に通学する高校生等の場合、対象は、市内に住所がある高校2年生～3年生。1年生は対象外。	1. バスをお使いの方 ①秩父地域に所在する学校に通学する方 通学定期券購入時、購入額の半額（1,000円未満切捨）を補助。 ②秩父地域外に所在する学校に通学する方 通学定期券購入時、1か月定期券の金額が6,000円を超えた額に対して上限2,000円、3か月定期券の金額が18,000円を超えた額に対して上限6,000円を補助。 2. 鉄道をお使いの方 ①秩父地域に所在する学校に通学する方 通学定期券購入ごとに購入額の半額（1,000円未満切捨）を補助。 ②秩父地域外に所在する学校に通学する方 通学定期券の購入費が年間20,000円を超えた額に対して、上限5,000円を補助。		<a href="https://www.city.chichibu.lg.jp/7770.html">https://www.city.chichibu.lg.jp/7770.html</a>	市民生活課	26-1133
	77	秩父市太陽光発電設備等設置費補助金	個人住宅及び事業所の屋根に太陽光発電設備を設置するとき及び上記太陽光発電設備と同時に蓄電池を設置するとき	市内に住所を有する個人・事業者	◇太陽光発電設備 ・個人向け：1kWあたり10万円（上限50万円） ・事業所向け：1kWあたり10万円（上限200万円） ◇蓄電池 ・個人・事業所向け：蓄電池価格の3分の1（上限40万円）	【交付条件】 ①市税を滞納していないこと（個人向けの場合、世帯全員が対象） ②補助対象設備について、国の交付金が原資となる他の補助金を受けていないこと ③補助対象設備の契約及び設置工事が令和8年4月以降であること ※予算上限に達した場合は終了します。  ◇太陽光発電設備 ①FIT・FIP制度の認定を取得しないもの ②J-クレジット制度への登録を行わないこと ③発電した電力の30%以上（個人）、または50%以上（事業所）を自家消費すること ④自己託送を行わないこと ◇蓄電池 ①上記太陽光発電設備の付帯設備であること ②停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと ③・4,800Ahセル未満の蓄電池の場合：蓄電池の価格と設置工事費の合計（税抜）が14万1,000円/kWh以下であること ・4,800Ahセル以上の蓄電池の場合：蓄電池の価格と設置工事費の合計（税抜）が16万円/kWh以下であること	<a href="https://www.city.chichibu.lg.jp/10908.html">https://www.city.chichibu.lg.jp/10908.html</a>	環境課	22-2378
	78	秩父市高効率照明機器(LED照明)設置費補助金	事業所に高効率照明機器(LED照明)を設置、または既存の照明を高効率照明機器(LED照明)に換えるとき	市内に住所を有する事業者	整備費の2分の1を補助（上限50万円）。	【交付条件】 ①市税を滞納していないこと ②補助対象設備について、国の交付金が原資となる他の補助金を受けていないこと ③補助対象設備の契約及び設置工事が令和8年4月以降であること ◇高効率照明機器（LED照明） ・調光制御機能を有すること	<a href="https://www.city.chichibu.lg.jp/10908.html">https://www.city.chichibu.lg.jp/10908.html</a>	環境課	22-2378

秩父市補助金等一覧【令和8年4月1日時点】

◆市民、事業者、各種団体の皆さまが活用できる市の補助金等を分野別に掲載しています。

◆掲載内容は概要となっています。詳細な事業内容や条件等につきましては、市HPをご覧ください。また、所管課へお問い合わせください。

分野	NO.	補助金等の名称	活用できるとき	対象者	補助金等の内容	留意事項 (対象外や申請期間など)	市HP URL (ある場合のみ)	所管課	電話番号 (0494)
環境・住環境・ 交通・道路	79	秩父市省エネ家電買い替え助成金	冷蔵庫を新たに購入し、現在使用している冷蔵庫をリサイクル処理に出したとき	市民	1件2万円を助成。	<p>【交付条件】</p> <p>①申請者及びその同一世帯にある者が市税を滞納していないこと</p> <p>②令和8年4月1日以降に秩父市内の販売店で、助成対象の冷蔵庫を新品で購入すること</p> <p>③②の冷蔵庫を秩父市内の自宅に設置後、これまで使用していた冷蔵庫をリサイクル処理に出すこと</p> <p>◇冷蔵庫</p> <p>①規定する定格内容積以上であること</p> <p>②省エネ基準達成率100%以上（目標年度2021年度基準）であること</p> <p>申請受付期間：令和8年4月10日～令和8年5月15日まで</p> <p>交付予定件数：100件</p> <p>※申請受付期間内の申請が100件を超えた場合、抽選により交付を決定します。</p>	<a href="https://www.city.chichibu.lg.jp/6846.html">https://www.city.chichibu.lg.jp/6846.html</a>	環境課	22-2378
	80	秩父市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金	市内で捕獲または保護をした飼い主のいない猫に市長の指定する市内の動物病院において不妊・去勢手術を受けさせるとき	市内に住所を有する方並びに市内に事業及び活動の拠点を有する団体	自己負担額一律7,000円で手術を受けさせることが可能となるもの。 ※補助金（不妊手術：1匹につき8,000円、去勢手術：1匹につき3,000円）は、手術に要する費用の一部として、市が手術を実施した獣医師に支払う仕組み。	<p>・事前申請が必要。</p> <p>・予算の範囲内で先着順（申請は、1人当たり年度内3匹まで）。</p>	<a href="https://www.city.chichibu.lg.jp/5435.html">https://www.city.chichibu.lg.jp/5435.html</a>	生活衛生課	25-5202
	81	秩父市スズメバチ駆除費補助金	市内に存する建物または土地（いずれも店舗、事務所、工場その他事業の用に供するものを除く。）に営巣しているスズメバチの巣を、市に登録している駆除業者に依頼して駆除するとき	市内においてスズメバチが営巣している建物または土地（いずれも店舗、事務所、工場その他事業の用に供するものを除く。）の所有者、管理者または賃借人で、市税等を滞納しておらず、かつ市長が適当と認める方	補助対象経費（駆除を行うために建築物等の一部を損壊する必要が生じた場合の費用及びその復旧に係る費用を除く。）の3分の1（100円未満切捨）または5,000円のいずれか少ない額を補助。	<p>・予算の範囲内で先着順（回数制限無し）。</p> <p>・駆除を実施した日から30日以内の、次の書類を添付した補助金交付申請書兼請求書の提出が必要。</p> <p>①補助対象経費の明細が記載された領収書の写し</p> <p>②現場の位置図及び全景写真</p> <p>③駆除前及び駆除後の現況写真（同一地点から撮影したものに限り。）</p> <p>④駆除した巣の写真</p> <p>⑤未納税額のないことの証明書（ただし、補助金交付申請書兼請求書内における納税状況の確認に同意する場合は不要。）</p>	<a href="https://www.city.chichibu.lg.jp/3125.html">https://www.city.chichibu.lg.jp/3125.html</a>	生活衛生課	25-5202
	82	秩父市放流ポンプ槽設置事業補助金	土地の勾配などの理由から自然に水が流れず排水が困難なことにより、側溝や水路へ排水するための放流ポンプ槽が必要となるとき	戸別合併処理浄化槽を新たに設置する方	放流ポンプ槽の設置に要する費用の2分の1を補助（上限8万円）。	申請期間は令和8年4月1日～令和8年11月30日となります。 予算上限に達した場合は受付終了となります。	—	下水道課	25-5218
	83	秩父市戸別合併処理浄化槽転換費補助金	既設の単独処理浄化槽または汲み取り式便槽を撤去し、新たに戸別合併処理浄化槽を設置するとき	戸別合併処理浄化槽を新たに設置する方	既設の単独処理浄化槽や汲み取り式便槽の撤去費用に10万円、配管工事に要する費用に20万円、合わせて30万円を上限に補助。	住宅の改築に伴う浄化槽の入れ替えは対象外です。 市税等の滞納がある方は対象外です。 申請期間は令和8年4月1日～令和8年11月30日となります。 予算上限に達した場合は受付終了となります。	<a href="https://www.city.chichibu.lg.jp/1822.html">https://www.city.chichibu.lg.jp/1822.html</a>	下水道課	25-5218
	84	秩父市私道整備事業補助金	一般私人が所有管理する私道を整備するとき	補助対象となる私道を利用する方（留意事項※1をご覧ください）	補助対象となる私道の舗装工事、側溝工事または交通安全施設工事に要する経費及びその工程にかかる費用の3分の1以内の額を補助（上限50万円）。 補助金の交付は1私道につき1回が限度。	<p>住宅の改築に伴う浄化槽の入れ替えは対象外です。</p> <p>市税等の滞納がある方は対象外です。</p> <p>申請期間は令和8年4月1日～令和8年11月30日となります。</p> <p>予算上限に達した場合は受付終了となります。</p> <p>・申請期日は市報ちちぶに掲載します。</p> <p>・補助対象となる事業の実施については、地域住民の意向を反映し総意を得ていることが必要です。</p> <p>・補助対象となる事業に関係する全ての世帯において市税を完納していることが必要です。</p> <p>・予算の範囲内において、補助金を交付します。申込多数で予算超過の場合、補助額は決定数及び申請額に応じた額となります。</p> <p>※ 補助対象となる私道は次の①～⑤の要件をすべて満たしている必要があります。</p> <p>①生活道路として現に使用されている</p> <p>②3戸以上の住宅によって利用されている</p> <p>③築造後5年以上経過している</p> <p>④幅員が1.8m以上（都市計画区域にあっては、4m以上）</p> <p>⑤公道（道路法第3条に規定する道路）に両端または一端が接続していること（一端が接続している場合は、延長が15m以上あること）</p> <p>⑥接続する公道がすでに舗装され、また本年度中に舗装予定であること</p>	<a href="https://www.city.chichibu.lg.jp/1839.html">https://www.city.chichibu.lg.jp/1839.html</a>	管理用地課	26-6861
	85	建築行為に係る後退用地等分筆補助金	建築基準法第42条第2項に係る後退用地等を道路用地として寄附するとき	建築基準法第42条第2項に係る後退用地等の所有者	・分筆登記1件につき分筆登記を行う土地が1筆の場合は7万円を補助。 ・さらに、分筆登記1件につき分筆登記を行う土地が2筆以上の場合は1筆につき3万円を加算。	事前に管理用地課へご相談ください。	<a href="https://www.city.chichibu.lg.jp/10786.html">https://www.city.chichibu.lg.jp/10786.html</a>	管理用地課	26-6861
	86	秩父市まちづくり景観形成補助金	本町・中町景観形成重点地区の先行地区内で、延べ面積10㎡を超える建築物の新築・増築・改築・修繕等の工事を行うとき	建築物を「先行地区まちづくりデザインコード」に則した形態意匠にする方	建築物をまちづくりデザインコードに合致させるために要する経費の2分の1以内を補助（上限100万円）。	補助金の交付額は審査を行った上で決定します。 補助金の交付は、同一の建築物に対して1回限りです。 補助金の交付を受けた建築物は、保守・保全に努めてください。 補助金の申請を検討される場合は、事前にご相談ください。	<a href="https://www.city.chichibu.lg.jp/1835.html">https://www.city.chichibu.lg.jp/1835.html</a>	まちづくり公園課	26-6867

秩父市補助金等一覧【令和8年4月1日時点】

◆市民、事業者、各種団体の皆さまが活用できる市の補助金等を分野別に掲載しています。

◆掲載内容は概要となっています。詳細な事業内容や条件等につきましては、市HPをご覧ください。所管課へお問い合わせください。

分野	NO.	補助金等の名称	活用できるとき	対象者	補助金等の内容	留意事項 (対象外や申請期間など)	市HP URL (ある場合のみ)	所管課	電話番号 (0494)
防災・防犯	87	秩父市消火栓ホース格納箱等設置費助成事業補助金	消火栓ホース格納箱及び消防用ホース等の附属品の設置や修理をするとき	市内の町会、行政区及び自主防災組織	費用の2分の1を助成（上限6万円）。	格納箱の規格要件（消防用ホース3本以上、管鎗1本及び消火栓用バルブキーが入るもの）を満たすものが対象となります。 事務費、土地購入費、人権費、その他直接必要でない経費は対象外です。	—	危機管理課	22-2206
	88	秩父市家庭用防犯カメラ設置費補助金	自宅に防犯カメラを設置するとき	市内在住の住宅の所有者	市内業者にて購入、設置した防犯カメラの購入費、設置工事費の3分の1を助成（上限5万円）。	R8年4月1日以降に、秩父市内の店舗で購入する必要があります（ネット通販等は対象外です）。 過去に同補助金の助成を受けた方、市税等の滞納のある方は対象外です。 申請期間は令和8年5月25日から令和8年6月26日までです。予算額を上回る申請があった場合は抽選をします。	<a href="https://www.city.chichibu.lg.jp/10648.html">https://www.city.chichibu.lg.jp/10648.html</a>	危機管理課	22-2206
	89	秩父市住まいの防犯用具購入費補助金	自宅に防犯用具を設置するとき	市内在住の世帯主	市内業者にて購入、設置した防犯用具（カメラ付きインターホン、センサーカメラ他8品）の購入費、設置工事費を1万円を上限に助成。	R8年4月1日以降に、秩父市内の店舗で購入する必要があります（ネット通販等は対象外です）。 過去に同補助金の助成を受けた方、市税等の滞納のある方は対象外です。 申請受付は令和8年5月11日からです。予算上限に達した場合は、終了となります。	<a href="https://www.city.chichibu.lg.jp/4747.html">https://www.city.chichibu.lg.jp/4747.html</a>	危機管理課	22-2206
	90	秩父市空き家解体補助金	市内に所有する空き家を解体するとき	空き家の所有者	空き家解体費用の3分の1を助成。 ただし、市内業者の場合は上限30万円、市外業者の場合は上限20万円。	1年以上空き家である住宅が対象となります。 過去に同補助金の助成を受けた方、市税等の滞納のある方は対象外です。 申請期間は令和8年6月1日から令和8年6月26日までです。予算額を上回る申請があった場合は抽選をします。	<a href="https://www.city.chichibu.lg.jp/7615.html">https://www.city.chichibu.lg.jp/7615.html</a>	危機管理課	22-2206
	91	秩父市自転車ヘルメット着用促進補助金	自転車用ヘルメットを購入したとき	市内に住所のある、安全基準を満たした自転車用ヘルメットを購入した方	購入費用について、2,000円を上限に補助（2,000円未満の場合は実費）。	秩父市自転車ヘルメット着用促進事業協力事業所で購入したヘルメットが対象です。 過去に同補助金の助成を受けた方、市税等の滞納のある方は対象外です。 予算上限に達した場合は、終了となります。	<a href="https://www.city.chichibu.lg.jp/7098.html">https://www.city.chichibu.lg.jp/7098.html</a>	市民生活課	26-1133
	92	秩父市犯罪被害者等支援見舞金	犯罪行為の被害により死亡または、傷害を受けたとき	犯罪行為の被害により死亡した市民の遺族または、一定の傷害を受けた本人（交通事故による被害や親族間等の犯罪被害を除く）	遺族見舞金30万円、傷害見舞金10万円を給付。		<a href="https://www.city.chichibu.lg.jp/10328.html">https://www.city.chichibu.lg.jp/10328.html</a>	市民生活課	26-1133
	93	秩父市住宅耐震診断補助金	昭和56年5月31日以前に建築された木造の住宅の耐震診断をするとき	・市内に住所を有する方 ・補助対象建築物に自ら居住している方であって、補助対象建築物の所有者または所有者の2親等以内の親族 ・市税の滞納をしていない方	専門家が行う耐震診断に要した費用（1,000円未満切捨）を補助（1棟あたり上限5万円）。	・対象住宅については、木造2階建て以下かつ延べ床面積500㎡以下のもの。 ・各年度4月1日から1月31日までに耐震診断が完了できる見込みのもの。 ・補助金の交付申請を行う前に、耐震診断に着手してしまうと、補助金は受けられません。	<a href="https://www.city.chichibu.lg.jp/2389.html">https://www.city.chichibu.lg.jp/2389.html</a>	建築住宅課	26-6869

秩父市補助金等一覧【令和8年4月1日時点】

◆市民、事業者、各種団体の皆さまが活用できる市の補助金等を分野別に掲載しています。

◆掲載内容は概要となっています。詳細な事業内容や条件等につきましては、市HPをご覧ください。か、所管課へお問い合わせください。

分野	NO.	補助金等の名称	活用できるとき	対象者	補助金等の内容	留意事項 (対象外や申請期間など)	市HP URL (ある場合のみ)	所管課	電話番号 (0494)
その他 (移住)	94	秩父市若者移住者(IJUターン)就職奨励金	秩父市の事業所等に新たに就職するとき	転入時45歳以下で、秩父市内の事業所等に正規雇用され、住居の賃貸借契約をされる方	20万円の補助。	転入前の住所要件等、細かい決まりがありますので、詳細はホームページをご覧ください。か、【秩父市移住相談センター】にお問い合わせください。	<a href="https://www.chichibu-iju.com/shienseido/index.html">https://www.chichibu-iju.com/shienseido/index.html</a>	総合政策課 (移住相談センター)	26-7947
	95	秩父市移住促進事業助成金 (空き家リフォーム等工事費助成金)	移住に関連する空き家リフォームをするとき	①「ちちぶ空き家バンク」に掲載の空き家を購入した移住者 ②「ちちぶ空き家バンク」に空き家を登録したい方	①移住者が「ちちぶ空き家バンク」に掲載されている空き家を購入し、秩父市に登録のあるリフォーム業者によるリフォーム工事を行う場合、基本額50万円の補助。 ②空き家の所有者が、秩父市に登録のあるリフォーム業者の工事によるリフォームを行い「ちちぶ空き家バンク」に「移住者向け賃貸住宅」として登録する場合、50万円の補助。	細かい決まりがありますので、詳細はホームページをご覧ください。か、【秩父市移住相談センター】にお問い合わせください。	<a href="https://www.chichibu-iju.com/shienseido/index.html">https://www.chichibu-iju.com/shienseido/index.html</a>	総合政策課 (移住相談センター)	26-7947
(地域おこし協力隊)	96	秩父市地域おこし協力隊起業等支援事業費補助金	秩父市地域おこし協力隊の任期中や任期終了後に、秩父市で起業するとき	任期終了の日から起算して前1年以内または任期終了日から1年以内の隊員	起業または事業承継に要する経費を、隊員1人につき、1回を限度として補助（上限100万円）。	隊員として1年以上の活動歴があること、起業または事業承継をする時点で秩父市に住所を有することが要件です。 また市内で起業または事業承継を行い、その内容が市の活性化に資するものである必要があります。	—	総合政策課	22-2823
(若者)	97	若者チャンス創造支援金	秩父市内でまちづくり活動を行うとき	①～⑤を全て満たす団体。 ①構成員の3分の2以上が、市内に住所を有する15歳以上39歳以下の若者で組織されている ②構成員が5人以上 ③代表者が市内に住所を有する ④規約及び構成員の名簿を備えている ⑤構成員全員が18歳未満の場合、団体の活動に保護者の同意を得ている	まちづくり活動に係る経費に3分の2を乗じて得た額または100万円のいずれか低い額。	支援金の交付を受けようとする場合、事業の開始前に申請する必要がありますので、申請前に総合政策課までご相談ください。	<a href="https://www.city.chichibu.lg.jp/1343.html">https://www.city.chichibu.lg.jp/1343.html</a>	総合政策課	22-2823
(町会)	98	秩父市集会所等建設事業等補助金	町会等がコミュニティ活動の拠点として使用する集会所等の整備を行うとき	町会及び区等の団体	集会所に係る以下の整備事業に要する経費の4分の1を補助。 ・新築、改修等（上限500万円） ・解体（上限50万円） ※新築にあつては別途県の補助金が交付される場合があります。	事業に要する経費は30万円以上であることが条件です。 家具等の備品購入費、外構工事費、土地購入費等は対象外となります。 予算上限に達した場合は、当該年度の補助は終了となります。	—	総務課	22-2251
(スポーツ)	99	秩父市スポーツ振興団体活動費補助金	公的または公共的なスポーツ振興団体の運営等	公的または公共的なスポーツ振興団体	公的または公共的なスポーツ振興団体の運営等に係る経費の一部を補助。	申請書の提出期限は当該年度の5月末日までです。 詳細は、要綱を参照してください。	<a href="https://www1.g-reiki.net/chichibu/reiki_honbun/r165RG0000305.htm">https://www1.g-reiki.net/chichibu/reiki_honbun/r165RG0000305.htm</a>	市民スポーツ課	25-5230
	100	秩父市スポーツ振興奨励金	全国大会以上の大会に出場したとき	全国大会以上に出場した選手・チーム	レベルに応じた奨励金を交付。	県予選等を突破して全国大会以上に出場した場合が対象です。 申請受付は随時行いますが、申請は年度内1回限りです。 詳細は、要綱を参照してください。	<a href="https://www1.g-reiki.net/chichibu/reiki_honbun/r165RG00000927.html">https://www1.g-reiki.net/chichibu/reiki_honbun/r165RG00000927.html</a>	市民スポーツ課	25-5230
(文化財)	101	秩父市文化財保存事業費補助金	国・埼玉県・秩父市指定・登録の文化財を保存・修理・活用するとき	指定・登録文化財の所有者・保持者・管理者・保持団体	文化財保存事業に要する経費の2分の1以内を補助（上限100万円）。	・対象となる経費は交付要綱をご確認ください。 ・現地調査及び予算確保等の都合上、補助事業の実施はご相談いただいた翌年度以降になります。	—	文化財保護課	22-2481